

感感発 0513 第 1 号

令和 8 年 5 月 13 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局

感染症対策部感染症対策課長

（ 公 印 省 略 ）

多剤耐性緑膿菌（MDRP）感染症等に係る試験検査の実施について

多剤耐性緑膿菌（Multidrug-resistant *Pseudomonas aeruginosa* : MDRP）感染症については、令和 8 年 4 月 6 日より感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づく全数届出の対象としたところ、地域における薬剤耐性菌のまん延などの流行状況を把握するためには当該耐性菌に係る詳細な解析を行う必要があります。

このため、「多剤耐性緑膿菌（MDRP）感染症」の届出があった際には、下記により地方衛生研究所等での試験検査の実施及び地域内の医療機関等への情報提供を行うとともに、必要に応じた対策の実施をお願いします。

また、全数届出が求められている 5 類感染症のうち、「カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症」「バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症」、「バ

ンコマイシン耐性腸球菌感染症」及び「薬剤耐性アシネトバクター感染症」についても、「カルバペネム耐性腸内細菌科細菌（CRE）感染症等に係る試験検査の実施について」（平成 29 年 3 月 28 日付け健感発 0328 第 4 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。詳細は別添 2 参照）においてお示しさせていただいているとおり、当該患者検体等の提出を求め、地方衛生研究所等での試験検査の実施等に努めるよう引き続きお願いします。

なお、これらの感染症に係る試験検査については、別添 3－1 から 3－4 までをご参照いただき、試験検査の実施に当たっては、国立健康危機管理研究機構に対し、検査方法等の技術的助言を求めることが出来ることを申し添えます。

記

- 1 医師から法第 12 条第 1 項の規定に基づく「多剤耐性緑膿菌（MDRP）感染症」の届出があった際には、法第 15 条第 3 項第 8 号の規定に基づき、医療機関等に対し、当該患者の検体又は当該患者から分離された病原体の提出を求める。
- 2 医療機関等から提出された検体又は病原体について、別添 1 の検査法を参考に、耐性遺伝子等の試験検査を実施する。
- 3 検査結果については、感染症サーベイランスシステムの病原体検出情報システムを通じて、所定の事項を厚生労働省に報告する。また、検出

された薬剤耐性菌の状況及び耐性遺伝子等検査結果について、当該地域の医師会及び医療機関等に対し、定期的に情報提供を行う。

4 薬剤耐性遺伝子等検査結果等により地域における流行が懸念される場合は、必要に応じ、医療機関等と協力し、流行状況について情報収集に努める。また、同一医療機関で耐性菌の集積が疑われた場合には、速やかに当該医療機関に結果を報告する。

5 本件に係る試験検査の実施については、感染症発生動向調査事業の負担金の対象となる。

多剤耐性緑膿菌（MDRP）検査法

医療機関から分与され、届出基準を満たすことが確認された菌株について、下記の1～3までを地方衛生研究所において実施すること。このうち、●については原則として実施する検査項目とし、○については推奨される検査項目とする。

1で検出された遺伝子型と2(及び3を実施した場合は3)の産生性の結果が一致することを確認する。4については、必要に応じて、地域における特定のMDRPの伝播が疑われる場合など地域における流行を把握するため実施する。

検査法は、国立健康危機管理研究機構ホームページで公開している病原体検出マニュアル「多剤耐性緑膿菌(MDRP)」に準ずる。

1. 耐性遺伝子の検出

- PCR法による主要なカルバペネマーゼ遺伝子の検出

IMP型、VIM型、GES型

- いずれも不検出の場合、以下のカルバペネマーゼ遺伝子のPCR法による検出

KPC型、NDM型

2. 阻害剤を用いた β -ラクタマーゼ産生性の確認

- メルカプト酢酸ナトリウム(SMA)/EDTA 阻害有:メタロ- β -ラクタマーゼ(MBL)

3. カルバペネマーゼ産生性を確認する他の方法

いずれか一つを原則として実施

- /○Carba NPテスト

- /○modified Carbapenem Inactivation Method (mCIM)

4. ゲノム解析(同一株による伝播が疑われる場合など、必要に応じて実施を検討)

健感発 0328 第 4 号
平成 29 年 3 月 28 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

カルバペネム耐性腸内細菌科細菌（CRE）感染症等に係る
試験検査の実施について

カルバペネム耐性腸内細菌科細菌（CRE）感染症等の薬剤耐性を有する細菌による感染症の一部については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、医師による届出が行われていますが、地域における薬剤耐性菌のまん延などの流行状況を把握するためには当該耐性菌に係る詳細な解析を行う必要があります。

このため、「カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症」の届出があった際には、下記により地方衛生研究所等での試験検査の実施及び地域内の医療機関等への情報提供を行うとともに必要に応じた対策の実施をお願いします。

また、全数届出が求められている 5 類感染症のうち、「バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症」、「バンコマイシン耐性腸球菌感染症」及び「薬剤耐性アシネトバクター感染症」についても、同様に当該患者検体等の提出を求め、地方衛生研究所等での試験検査の実施等に努めるようお願いします。

なお、試験検査の実施に当たっては、国立感染症研究所に対し、検査方法等の技術的助言を求めることが出来ることを申し添えます。

記

- 1 法第 12 条第 1 項の規定に基づき、医師から「カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症」の届出があった際には、法第 15 条第 3 項第八号の規定に基づ

き、医療機関等に対し、当該患者の検体又は当該患者から分離された病原体の提出を求める。

- 2 医療機関等から提出された検体又は病原体について、別添の検査法を参考に、耐性遺伝子等の試験検査を実施する。
- 3 検査結果については、感染症サーベイランスシステム（NESID）の病原体検出情報システムを通じて、所定の事項を厚生労働省に報告する。また、検出された薬剤耐性菌の状況及び耐性遺伝子等検査結果について、当該地域の医師会及び医療機関等に対し、定期的に情報提供を行う。
- 4 耐性遺伝子等検査結果等により地域における流行が懸念される場合は、必要に応じ、医療機関等と協力し、流行状況について情報収集に努める。また、同一医療機関で耐性菌の集積が疑われた場合には、速やかに当該医療機関に結果を報告する。
- 5 本件に係る試験検査の実施については、感染症発生動向調査事業の負担金の対象となる。

カルバペネム耐性腸内細菌目細菌（CRE）検査法

医療機関から分与され、届出基準を満たすことが確認された菌株について、下記の1～3までを地方衛生研究所において実施すること。このうち、●については原則として実施する検査項目とし、○については推奨される検査項目とする。

1で検出された遺伝子型と2（及び3を実施した場合は3）の産生性の結果が一致することを確認する。4については、必要に応じて、地域における特定の CRE の伝播が疑われる場合など地域における流行を把握するため実施する。

検査法は、国立健康危機管理研究機構ホームページで公開している病原体検出マニュアルの「カルバペネム耐性腸内細菌目細菌（CRE）」に準ずる。

1. 耐性遺伝子の検出

●PCR 法による主要なカルバペネマーゼ遺伝子の検出

IMP 型、NDM 型、KPC 型、OXA-48 型

○いずれも不検出の場合、以下のカルバペネマーゼ遺伝子の PCR 法による検出

GES 型、IMI 型、FRI 型、VIM 型、KHM 型

2. 阻害剤を用いた β -ラクタマーゼ産生性の確認

●メルカプト酢酸ナトリウム(SMA)/EDTA 阻害有:メタロ- β -ラクタマーゼ(MBL)

●ボロン酸 阻害有:KPC 型

○ボロン酸及びクロキサシリン 阻害有:AmpC 型

3. カルバペネマーゼ産生性を確認する他の方法

いずれか一つを原則として実施

●/○Carba NP テスト

●/○modified Carbapenem Inactivation Method (mCIM)

4. ゲノム解析(同一株あるいは同一のカルバペネマーゼ遺伝子保有株による伝播が疑われる場合など、必要に応じて実施を検討)

バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌（VRSA）検査法

医療機関から分与され、届出基準を満たすことが確認された菌株について、下記の1と2を地方衛生研究所において原則として実施すること。ただし、VRSA は国内においてこれまで正式な報告のない薬剤耐性菌であり、バンコマイシンの最小発育阻止濃度 (MIC) 値が $\geq 8 \mu\text{g/mL}$ の株は国立健康危機管理研究機構での解析を依頼することが推奨される。

検査法は、国立健康危機管理研究機構ホームページで公開している病原体検出マニュアル「バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌 (VRSA)」に準ずる。

1. バンコマイシン感受性測定

寒天平板希釈法、微量液体希釈法または濃度勾配拡散法 (Etest)

2. 耐性遺伝子の検出

PCR 法によるバンコマイシン耐性遺伝子の検出

vanA

バンコマイシン耐性腸球菌（VRE）検査法

医療機関から分与され、届出基準を満たすことが確認された菌株について、下記の1～3までを地方衛生研究所において実施すること。このうち、●については原則として実施する検査項目とし、○については推奨される検査項目とする。

1および2の PCR 法でいずれの遺伝子も不検出の場合、腸球菌であることの再確認を行う。3については、必要に応じて、地域における特定の VRE の伝播が疑われる場合など地域における流行を把握するため実施する。

検査法は、国立健康危機管理研究機構ホームページで公開している病原体検出マニュアル薬剤耐性菌の「バンコマイシン耐性腸球菌（VRE）」に準ずる。

1. 菌種の確認

●PCR 法による *ddl* 遺伝子の検出

Enterococcus faecium ddl、*Enterococcus faecalis ddl*

○いずれも不検出の場合、以下の *ddl* 遺伝子の PCR 法による検出

Enterococcus gallinarum ddl、*Enterococcus casseliflavus ddl*、

Enterococcus avium ddl、*Enterococcus raffinosus ddl*

2. 耐性遺伝子の検出

●PCR 法によるバンコマイシン耐性遺伝子の検出

vanA、*vanB*、*vanC1*、*vanC2/3*

○いずれも不検出の場合、以下のバンコマイシン耐性遺伝子の PCR 法による検出

vanD、*vanM*

3. ゲノム解析（同一株による伝播が疑われる場合など、必要に応じて実施を検討）

薬剤耐性アシネトバクター検査法

医療機関から分与され、届出基準を満たすことが確認された菌株について、下記の1～2を地方衛生研究所において実施すること。このうち、●については原則として実施する検査項目とし、○については推奨される検査項目とする。

1で検出された遺伝子型と2の産生性の結果が一致することを確認する。3については、必要に応じて、地域における特定の菌株の伝播が疑われる場合など地域における流行を把握するため実施する。

検査法は、国立健康危機管理研究機構ホームページで公開している病原体検出マニュアル薬剤耐性菌の「薬剤耐性アシネトバクター」に準ずる。

1. 耐性遺伝子の検出

●PCR 法による主要なカルバペネマーゼ遺伝子の検出

IMP 型、OXA-51 型、OXA-23 型、OXA-58 型、OXA-24/40 型、ISAbaI-OXA-51 型

○いずれも不検出の場合、以下のカルバペネマーゼ遺伝子の検出

NDM 型、TMB 型

2. 阻害剤を用いた β -ラクタマーゼ産生性の確認

●メルカプト酢酸ナトリウム(SMA)/EDTA 阻害有:メタロー β -ラクタマーゼ(MBL)

3. ゲノム解析(同一株による伝播が疑われる場合など、必要に応じて実施を検討)